

担い手確保・経営強化支援事業（５割補助）

予算の配分基準ポイント（自己採点表）

項 目		配点の水準	点 数	自己採点
①	付加価値額の拡大	ア 付加価値額の拡大率の目標ポイント 目標年度の付加価値額の拡大率の目標が本市が認める者以外の者にあつては（ア）、本市が認める者にあつては（イ）に該当している。ただし、⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。		
		（ア）付加価値額の拡大率の目標ポイント（対象：本市が認める者以外の者（⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。））		
		a 現状の付加価値額の１０％以上の増加	１点	
		b 現状の付加価値額の１５％以上の増加	２点	
		c 現状の付加価値額の２０％以上の増加	３点	
		d 現状の付加価値額の３０％以上の増加	４点	
		e 現状の付加価値額の４０％以上の増加	５点	
		f 現状の付加価値額の５０％以上の増加	６点	
		g 現状の付加価値額の６０％以上の増加	７点	
		（イ）付加価値額の拡大率の目標ポイント（対象：本市が認める者（⑩新規就農のポイント加点を受ける者を除く。））		
		a 現状から３％以上の増加	１点	
		b 現状から１０％以上の増加	２点	
		c 現状から１６％以上の増加	３点	
		d 現状から２１％以上の増加	４点	
		e 現状から２５％以上の増加	５点	
		f 現状から２８％以上の増加	６点	
		g 現状から３０％以上の増加	７点	
		イ 付加価値額の拡大額の目標ポイント 目標年度の付加価値額の拡大額の目標（⑩新規就農ポイント加点を受ける者の場合は目標年度の付加価値額の目標）が、⑩新規就農ポイント加点を受ける者にあつては（ウ）、それ以外の者であつて本市が認める者にあつては（イ）、本市が認める者以外の者にあつては（ア）のいずれかに該当している。		
		（ア）付加価値額の拡大額の目標（対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であつて本市が認める者以外の者）		
		a １００万円以上	１点	
		b １５０万円以上	２点	
		c ３００万円以上	３点	
		d ４００万円以上	４点	
		e ６５０万円以上	５点	
		f １,０００万円以上	６点	
		g １,５００万円以上	７点	
		（イ）付加価値額の拡大額の目標（対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者以外の者であつて本市が認める者）		
		a ５０万円以上	１点	
		b ６０万円以上	２点	
		c ７０万円以上	３点	
		d ８０万円以上	４点	
		e １００万円以上	５点	
		f １２０万円以上	６点	
		g １５０万円以上	７点	

項 目		配点の水準	点 数	自己採点
①	付加価値額の拡大	(ウ) 付加価値額の目標（対象：⑩新規就農のポイント加点を受ける者）		
		a 基準額（目標年度における就農後経過年数×50万円）以上	2 点	
		b 基準額の10%増し以上	3 点	
		c 基準額の20%増し以上	4 点	
		d 基準額の30%増し以上	5 点	
		e 基準額の40%増し以上	6 点	
②	経営面積の拡大	本市が認める者以外の者にあつてはア、本市が認める者にあつてはイのいずれかの取組に該当している。		
		ア 経営面積の拡大（対象：本市が認める者以外の者）		
		a 目標年度に現状よりも20ha（施設園芸作の場合は目標面積が1ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が3ha以上でありかつ15%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	7 点	
		b 目標年度に現状よりも10ha（施設園芸作の場合は目標面積が0.5ha以上でありかつ30%、果樹作の場合は目標面積が1.5ha以上でありかつ15%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	6 点	
		c 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	5 点	
		d 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	4 点	
		e 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha（施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	3 点	
		f 農地中間管理機構から賃借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha（施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%）以上の経営面積の拡大を行うこととしている。	2 点	
		g 上記 a から f までは該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。	1 点	
		イ 経営面積の拡大（対象：本市が認める者）		
③	農産物の価値向上	事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる又は目標年度までに行うこととしている。	1 点	
		ただし、本市が認める者の場合は、2点	2 点	
		有機JASの認証を受けている場合又は受けることとしている場合は、1点加算	1 点	
④	農業経営の複合化	ア 土地利用型作物の生産、園芸作物生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。	1 点	
		イ 品目転換について、a 又は b の取組に該当している。		
		a 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高（農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。）の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1 点	
		b 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高の4割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	2 点	

項 目		配点の水準	点 数	自己 採点
⑤	経営管理の 高度化	ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。	1点	
		イ G L O B A L G . A . P 又は A S I A G A P の認証を取得している。	1点	
		ウ 青色申告を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1点	
		エ 農業版 B C P（事業継続計画）（農林水産省が公表している自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト「事業継続編」により策定した簡易版等を含む。）を策定している。	1点	
		オ 労働時間、休憩及び休日について他産業と同等の労働環境を整備している。	1点	
⑥	環境配慮の 取組	以下のいずれかに該当する取組である		
		ア 事業実施前3年度内に化石燃料を使用しない園芸施設への移行による温室効果ガスの削減又は化学農薬・化学肥料使用量の削減を行っている又は目標年度までに行うこととしている。	1点	
		イ 環境負荷低減事業活動実施計画若しくは特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けている又は目標年度までに受けることとしている。		
⑦	農作業の 共同化	〔対象：本市が認める者〕 本市が認める者であって、自らの経営に係る農作業について他の農業者と共同して行っている又は目標年度までに行うこととしている。	2点	
⑧	労働時間の 縮減	省力化技術の導入、栽培技術等の改善、作業の効率化等により農作業の一部又は全部の労働時間について a から c の取組に該当している。		
		a 目標年度までに10%以上縮減する。	1点	
		b 目標年度までに20%以上縮減する。	2点	
		c 目標年度までに50%以上縮減する。	3点	
⑨	輸出の 取組	農産物の輸出を行う（他者との連携による取組を含む。）。	1点	
		なお、以下に該当する場合は、それぞれ加点する。		
		a 現在、農産物の輸出の取組（他者との連携による取組を含む。）を行っている場合。	1点	
		b 輸出事業計画の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている場合。	1点	
		c 目標年度までに農産物売上高の15%以上を輸出に振り向ける場合。	1点	
		d フラッグシップ輸出産地に参画している場合。	1点	
⑩	新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。	2点	
		以下に該当する場合はそれぞれ加点する。		
		a 50歳までに就農した者である場合（法人にあっては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。）	3点	
		b 就農準備資金・経営開始資金のうち経営開始資金等の交付期間中に経営を発展させて交付を終了した者である場合。	1点	
⑪	農業者の 育成	農業研修生（国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。）を受け入れている。	1点	
		以下に該当する場合はそれぞれ加点する。		
		a 就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である場合。	1点	
		b a の加点対象者が受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合には、独立した農業研修生1名につき1点（3名以上は一律に3点）加算。	1点 (上限3点)	

項 目		配点の水準	点 数	自己採点
⑫	女性の取組	以下のいずれかに該当する取り組みである。	3 点	
		ア 女性農業者（自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る。）		
		イ 代表者が女性である又は役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織		
		ウ 法人又は任意組織であって、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの		
⑬	関係機関等によるサポート体制の構築	本事業をはじめとする経営発展に向けた取組について、農業協同組合・農業協同組合連合会、農業経営・就農支援センター等の関係機関・支援機関のサポート体制が構築されている。	1 点	
⑭	中山間地域での取組	〔対象：本市が認める者〕 本市が認める者であって、本事業により導入した機械等を活用する農地等のおおむね 8 割が中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年 4 月 1 日付け12構改 B 第38号農林水産事務次官依命通知）第 4 の対象地域であり、かつ同要領第 4 の対象農用地が存在する地域内の農地である。	0.5点	

※ポイント計が、 **20ポイント以上**で要望受付ができます。

ポイント計	
-------	--

- 注：1 配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、原則として、助成対象者の取り組みにより算定するものとする。
- ：2 ⑤経営管理の高度化の配点の水準欄のアのうち「目標年度までに法人化することとしている」に該当するとして加点する場合は、法人化に向けた取組計画が提出されている場合に限るものとする。
- ：3 輸出事業計画とは輸出事業計画の認定規程（令和2年4月1日付け農林水産大臣決定）により農林水産大臣が認定した計画をいう。
- ：4 ⑬関係機関等によるサポート体制の構築に該当するとして加点する場合は、農業協同組合・農業協同組合連合会等の関係機関又は農業経営・就農支援センター等の支援機関が、当該助成対象者の経営発展に向けて具体的な支援内容・方法等を記載したサポート計画を提出している場合に限るものとする。